

建設工事に係る最低制限基準価格・低入札価格調査基準価格の改正について

県が発注する建設工事における最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格の範囲について、次のとおり見直しましたので、お知らせします。

1 見直し内容

(1) 最低制限価格制度（5億円未満の建設工事が対象）：ランダム係数あり

改正後	最低制限基準価格：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費×55% [範囲：予定価格（税抜き）の <u>75%～92%</u>] 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ （0.00001刻み）
現行	最低制限基準価格：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費×55% [範囲：予定価格（税抜き）の <u>70%～90%</u>] 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ （0.00001刻み）

(2) 低入札価格調査制度（5億円以上の建設工事が対象）：ランダム係数なし

改正後	低入札価格調査基準価格：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費×55% [範囲：予定価格（税抜き）の <u>75%～92%</u>] 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60%＋一般管理費×20%
現行	低入札価格調査基準価格：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費×55% [範囲：予定価格（税抜き）の <u>70%～90%</u>] 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60%＋一般管理費×20%

(3) 最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格が予定価格（税抜き）の 92% を超える場合は予定価格（税抜き）に 92% を乗じて得た額（1円未満切捨て）になります。

2 実施時期

平成31年（2019年）4月15日以降に公告・指名通知を行う入札から適用します。

問合せ先 熊本県土木部監理課建設業班
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）